環境・ストック活用推進事業に関する評価を実施する者の 公募についての公示

令和4年3月14日 国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、環境・ストック活用推進事業に関する評価を実施する者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業のうち、

- ①「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を行う事業
- ②「サステナブル建築物等先導事業(省C02先導型)」、「既存建築物省エネ化推進事業」 に関する技術的な評価を行う事業
- ③「サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)」に関する評価を行う事業
- ④「サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)」に関する評価を行う事業
- ⑤「サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)」に関する評価を行う事業

(2) 事業の目的

本事業は、上記(1)①から⑤に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、環境・ストック活用推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

- ※本公募は、令和4年度予算によるものであり、<u>令和4年度予算成立が事業実施の前提</u>となります。
- ※本公募は、「サステナブル建築物等先導事業(省C02先導型)」、「既存建築物省エネ化推進事業」、「サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)」、「サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)」及び「サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)」を実施する者に関する公募ではありません。これらの事業の採択にあたり必要となる評価を行う者の公募となります。

(3) 事業内容

- ①「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を行う事業
 - ○提案内容の評価、分析、学識経験者等で構成する評価委員会の運営等
- ②「サステナブル建築物等先導事業(省C02先導型)」、「既存建築物省エネ化推進事業」 に関する技術的な評価を行う事業
 - ○事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
 - ○提案された事業に係る住宅・建築物の性能に関する評価
 - ○提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
 - ○採択を受けた事業に係る先導的な省CO2技術の検証・普及・広報

- ○その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等
- ③「サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)」に関する評価を行う事業
 - ○事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備※
 - ○サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)を行おうとする事業者からの提案の 受付*
 - ○学識経験者等で構成する評価委員会の運営
 - ○建築物の木造化を実現する事業計画に関する評価
 - ○提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
 - ○採択を受けた内容の変更についての、事業計画に関する評価及び積算の妥当性に関する評価
 - ○過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
 - ○採択を受けた事業に係る先導的な木造化技術の普及・広報
 - ○その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等
- ※ 本事業については、別途募集を行う「優良木造建築物等整備推進事業」に関する評価事業を実施する事業者との間で、両事業が効果的に実施されるよう十分に連携を図ること。
- ④「サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)」に関する評価を行う事業
 - ○事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
 - ○学識経験者等で構成する評価委員会の運営
 - ○提案された事業に係る住宅の性能に関する評価
 - ○提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
 - ○採択を受けた事業に係る先導的な環境負荷低減技術の検証・普及・広報
 - ○その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等
- ⑤「サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)」に関する評価を行う事業
 - ○事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
 - ○学識経験者等で構成する評価委員会の運営
 - ○提案された事業に係る住宅の性能に関する評価
 - ○提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
 - ○過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
 - ○採択を受けた事業に係る先導的な I o T技術等の普及・広報
 - ○その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和4年4月上旬 ~ 令和5年3月31日

(5)補助事業者の要件

次の①~⑤までの全てを満たすこと。

- ① 技術能力に関する要件
 - ○提案しようとする事業について、その事業の内容に関する高度で専門的な知識を有する者がいること(1.(1)①の事業に限る)。

- ○多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること(1.(1) ①の事業に限る)。
- ○提案しようとする事業について、先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有すること(1.(1)①の事業に限る)。
- ○提案しようとする事業について、その専門的・技術的な評価を行い得る組織を備え た体制を有すること(1.(1)①の事業を除く)。
- ○提案しようとする事業について、その事業に係る調査分析能力を有すること(1. (1)①の事業を除く)。
- 〇提案しようとする事業について、その事業に係る普及・広報を行う能力を有すること (1.(1) ①の事業を除く)。
- ②公平性及び中立性に関する要件
 - ○業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若 しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。
 - ○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。
- ③ 秘密保持に関する要件
 - ○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務 を行わないこと。
- ④ 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 評価を行う事業の運営に関する要件
 - ○「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を実施する者と技術的な評価を実施する者は、互いの事務所や情報インフラを相互利用するなど評価事務局を共同で設置すること。また、両者が連携して事業運営を確保・維持できる体制とすること。
- ※1. (1) ①の補助事業者の選定は、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。
- ※1. (1) ②~⑤の補助事業者の選定は、それぞれの事業につき、最も適切な者を特定することとしている。

2. 手続等

- (1) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 期間:令和4年3月14日(月)12時00分~令和4年3月28日(月)12時00分
 - ② 場所:下記担当部局
 - ③ 方法:下記担当よりメールにて送付 説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行う こと。
- (2) 申込書の提出期限、場所及び方法
 - ① 期限:令和4年3月28日(月)12時00分まで(必着)
 - ② 場所:下記担当部局
 - ③ 方法:下記担当へ、持参、郵送にて提出すること

④ その他

- ・提出部数は4部(正1部・写3部)とする。
- ・郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付電話:03-5253-8111

①「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を行う事業について

担当:壽川/内線:39-458/電子メール:sugawa-k2pb@mlit.go.jp

② 「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)」、「既存建築物省エネ化推進事業」 について

担当:壽川/内線:39-458/電子メール:sugawa-k2pb@mlit.go.jp

③ 「サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)」について担当:長/内線:39-476/電子メール:hqt-mokuzou@gxb.mlit.go.jp

④ 「サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)」に関する評価を行う事業 担当:壽川/内線:39-458/電子メール: sugawa-k2pb@mlit.go.jp

⑤ 「サステナブル建築物等先導事業 (次世代住宅型)」について 担当:野崎/内線:39-426/電子メール:nozaki-y22i@mlit.go.jp

3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に 対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について申込書を提出する際に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。